

# 弁護士知財ネット

知財高裁判例集勉強会  
平成23年8月9日判決  
「空気洗浄用シート事件」

弁護士 永島賢也

# 知財高裁判例集勉強会

レジュメ 平成25年3月26日開催

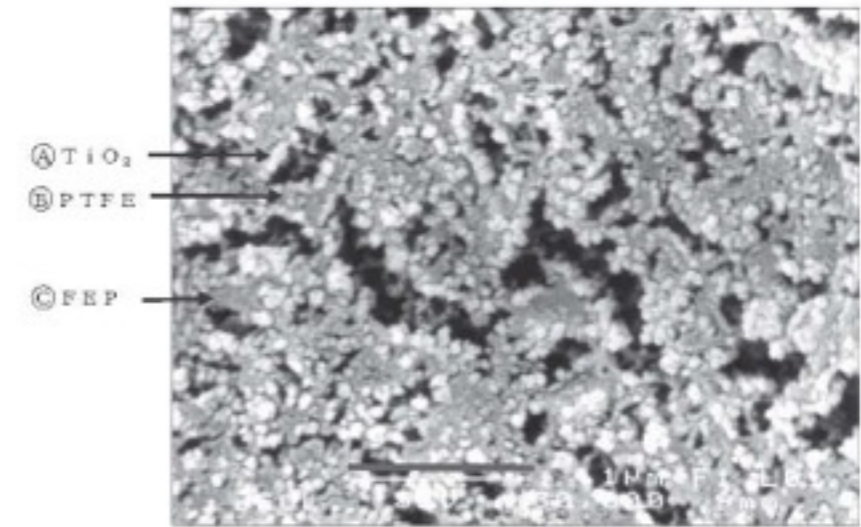
報告者：弁護士 永島賢也

知財高裁平成23年8月9日判決

## 事例

発明の名称を「空気浄化用シートおよびその製造方法」とする本件特許権の特許権者である控訴人（原審原告）が、被控訴人（原審被告）に対し、被控訴人が被告製品を製造、販売等する行為が本件特許権を侵害するものであると主張して、被告製品の製造、譲渡等の差止めを求めたところ、原審が請求を棄却したことから、控訴人が控訴した事案において、被告製品は構成要件Cを充足せず、また、均等論に主張についても、構成要件Cを、被告製品における構成要件Cと異なる部分に置換することが可能であったこと（均等侵害が成立するための第2要件）、被告製品における構成要件Cと異なる部分に置換することが容易であったこと（均等侵害が成立するための第3要件）をいずれも充足しないとして、控訴を棄却した

別紙3 サンプル①の高倍率SEM写真（甲82の図1）



甲82図1  
(图中赤い線分の長さは1 μm = 1000 nm)

空気洗浄用シート

# 空気洗浄用シート事件

## もくじ

1. 知財高裁平成23年8月9日判決
2. 第1審
3. 第2審
4. 問題意識

知財高裁平成23年8月9日判決

---

特許権侵害差止等請求控訴事件

「空気洗浄用シート」

キーとなる物質：ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）

要旨

第1審の文言侵害を否定した結論を支持し、第2審で追加された均等侵害の主張も否定した。

【第1審】 裁判長 大鷹一郎氏

---

第1 要旨

- 1 請求の趣旨は、差止請求のみ
- 2 文言侵害のみの主張
- 3 104条の3（権利行使の制限）の抗弁はなされていない
- 4 原告：アイワ、被告：太陽工業（訴訟代理人美勢克彦氏）
- 5 主文：請求棄却

第2 構成要件A～D

- 1 Aガラス繊維織物のガラス繊維の周囲に  
Bポリテトラフルオロエチレン微粒子が連通した隙間のある多孔質状に付着されているとともに、  
C前記ポリテトラフルオロエチレン微粒子の隙間に光触媒粒子が保持されている  
Dことを特徴とする空気浄化用シート

2 結論 構成要件Cの充足性の否定

第3 判決の構成

- 1 事案の概要  
事案の要旨 訴訟物の説明

2 争いのない事実等

（証拠の摘示のない事実は、争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実である。）

① 当事者

- ② 原告の特許権 請求項  
構成要件 A、B、C、D

明細書の一部引用

産業上の利用分野、従来技術、発明が解決しようとする課題、

作用、実施例、発明の効果

- ③ 被告の行為  
④ 被告製品の構成等

「被告製品は、本件発明の構成要件A及びBを充足している。」

「被告製品の最外層に含有された二酸化チタン (TiO<sub>2</sub>) は、光触媒粒子である。」

- 3 争点 技術的範囲に属するかどうか  
4 争点に関する当事者の主張

① 原告の主張

1. 被告製品の具体的構成a～iまで、
2. 走査型電子顕微鏡 (SEM) 観察(各a～iまで)
3. 化学分析 (DSC分析、TG-DTA分析、ラマン分光分析、FT-IR分析)
4. 被告作成の竣工図等の記載、5. 構成要件充足性 (A～Dまで)

構成要件C：「TiO<sub>2</sub>粒子が光触媒粒子としての機能粒子であり、かつ、被告製品の構成e及びfによれば、PTFE含有の層7がPTFE以外の例えばFEP等との混合物であっても、PTFEの本来の特徴である成形品中に微細な空孔 (ポイド) の存在を失することなく、しかも、「防汚効果」を奏するという作用効果もそのまま生かされ・・・Cを充足する」

② 被告の主張

1. 最外層はPTFE含有の層ではなく、FEP層。
2. 設計図書や販促資料が最外層がPTFEと光触媒酸化チタンのみであるかの

如き誤記載となった (FEPは被告のノウハウで、あえて公表しなかった)

5 当裁判所の判断

- ① 構成要件Cの充足の有無 (争いのない事実の記載を引用・上記第3の2の④)
- ② 化学分析について いずれも分析結果を否定  
被告製品の最外層に相当量のPTFEが含有されていると認められない
- ③ SEM分析について

被告製品の最外層にPTFEが存在するとしても、・・・相当量のPTFEが存在するとは認められない

- ④ 被告作成の施工図等の記載 誤記載  
相当量のPTFEが存在すると認めることはできない

【第2審】 裁判長 飯村敏明氏

---

控訴審では、控訴人側に新たに弁護士が加わっている

第1 要旨

- 1 請求の趣旨 1億円の損害賠償請求 (ライセンス相当額の一部) を追加
- 2 争点 構成要件CとDの充足の有無  
均等侵害 (新主張) ←時機に遅れているとの反論あり

3 当事者の主張

控訴人(原告)

最外層にPTFEが存在する

熱処理品のSEM観察 被告製品の紡錘形状

化学分析 (TEM-ED分析、DSC測定、TMDSC測定、WAXS分析、硝酸銀試験)

被告作成の文書 PTFEを自認した文書

均等論) PTFE微粒子← (置換) →PTFE及びFEPからなるフッ素樹脂

「光触媒粒子を多孔質によって保持する」という技術思想が中核

被控訴人 (被告)

最外層にPTFEはない (か、微量)

各実験結果の弾効

控訴審第2回口頭弁論期日で、はじめて均等論 (時機に遅れた)

多孔質状になるのは溶融粘度が重要。FEPとPTFEでは溶融粘土が大きく違う。置き換え容易ではない。

4 当裁判所の判断

① 構成要件Cの意義を解釈する

明細書を引用し、PTFEが融点以上でも高い溶融粘度があり、細微な空孔 (ポイド) を残しやすいという特質を利用しているということを指摘している。この特質により、光や周辺の空気がこの隙間間を通過して光触媒に至り、効率的に周辺の空気の浄化が行われるという構成をとったとし、そうだとすると、構成要件Cは、PTFE微粒子同士が多孔質状に付着することによって形成され、光や空気を通すよう連通する隙間の間に、光触媒粒子が保持されていることを意味する、と結論づける。

- ② 被告製品の構造
- ③ 小括 被告製品は構成要件Cを充たさない
- ④ 均等論

構成要件Cの解釈を前提に、被告製品を「相当量には至らないPTFEを含むフッ素樹脂」に置き換えても、本件発明の課題解決を実現しうることを、あるいは、作用効果を発揮し得ることを、いずれも立証できていない。置換可能性も置換容易性も認められない。

#### 【問題意識】

1 知財高裁判例集（平成23年版）のはしがきでは、先例的価値があると思われるものを選択したとされている。この「空気浄化用シート事件」の先例的価値とは何か。

2 第1審判決は、「争いのない事実等」の段落中で、証拠の摘示のない事実は、争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実である旨、説明している。しかし、これでは、両者の区別が曖昧である。争いのない事実は証拠による認定が排除され裁判所を拘束する。他方、弁論の全趣旨により認められる事実は、口頭弁論に現れた一切の資料から証拠調べの結果を除いたものを資料として用いた事実認定である。両者は、本来、明確に区別されるべきである。特に「被告製品は本件発明の構成要件A及びBを充足している」という記述は、争いのない事実なのか、弁論の全趣旨から認められるのか、不明である。判決書を見る限り、被告は構成要件AとBの充足を明確には認めていないようである。弁論の全趣旨により、構成要件の充足を認めたということになれば、それは主要事実につき弁論の全趣旨のみで認めたことにならないか。訴訟上の主張自体を事実認定したということにならないか。

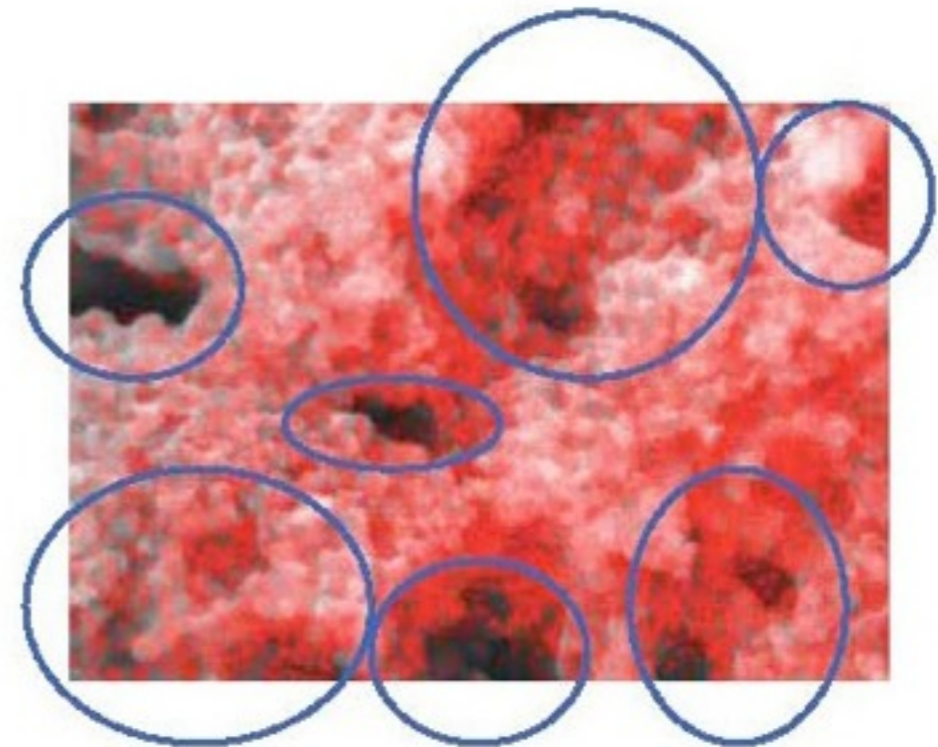
3 第1審判決は、「被告製品の最外層に相当量のPTFEが存在することを認めることはできない」と結論づけ構成要件Cの充足性を否定する。しかしながら、構成要件Cにはもちろん「相当量の」という限定はない。原判決書には、そのように解釈すべきという規範定立もないようである。

4 第2審判決は、構成要件Cの解釈をしている。知財高裁判例集の「判決要旨」に記載されている部分である。すなわち、「構成要件Cは、ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）微粒子同士が多孔質状に付着することによって形成され、光や空気を通すよう連通する隙間の間に、光触媒粒子が保持されていることを意味する」とする。構成要件BとCを合わせたような解釈となっている。この解釈により、「連通する隙間」が作り出されるためには、相当量のPTFEが存在することが必要である、ということを示している。

そして、SEM観察結果を斟酌して、相当量とは、FEPと同量か、それ以上のPTFEを要する、と結論づける。そのうえで、被告製品につき、その最外層に相当量のPTFEの存在を認めることができないとして、構成要件Cの充足性を否定している。

5 クレーム内容をそのまま読めば、PTFEであれば、たとえ、それが微量であっても、技術的範囲に属することになりそうである。しかし、この発明が「周辺の空気の浄化を目的」とし、それを「効率的」に行うための構成を採用しているということから、多孔質状に付着した連通する隙間をもつPTFEの存在が必要不可欠となり、そのような構造をもつためには相当量のPTFEが必要で、ごく微量では空気の浄化を効率的にできず、もって発明のそもそもの目的が達成できないことになり、結果、実質的な空気浄化作用も得られないであろう、という理解が背景にあるようにも思われる。

以上



あとかぎ

# I P L.net

知財高裁判例集勉強会

開催日：平成25年3月26日

<http://www.iplaw-net.com>

©2013弁護士永島賢也

